

災害時生活用水協力井戸に登録を

災害発生時には、断水が続くことで飲料水以外のトイレや洗濯等に使う生活水の不足が予想されます。

そこで、個人や事業所が所有している井戸を災害時協力井戸として登録していただける人を募集しています。



登録井戸の標識

■登録要件

- ①生活用水として使用可能な水量・水質であること
- ②井戸水をくみ上げるための設備があること
- ③災害などの断水時に無償で近隣

住民に井戸水を提供していただけること

- ④井戸枠などがあり安全であること
- ⑤井戸の所在地の公表を了承していただけること

■登録方法

所定の用紙（危機管理課窓口または市ホームページから入手可）を危機管理課に持参。
 ※必要な場合は、市が水質検査を実施します。
 ※登録井戸には標識をお渡ししますので、見える場所に設置してください。

■事業所が所有する

井戸の固定資産税減免について

固定資産税の課税対象となる事業用の井戸は、本事業への登録に伴い、附属する装置等にかかる固定資産税（償却資産）の減免を受けられる場合があります。

詳しくは、税務課に問い合わせるか、右記のQRコードをスマホ等で読み込み、市ホームページからご確認ください。



問井戸の登録に関すること = 危機管理課 (☎983-3200)、
 井戸の固定資産税減免に関すること = 税務課資産税係 (☎983-2480)

災害時に避難支援が必要な人は登録を

災害時に自力で安全な場所へ避難することができない人（要援護者）を対象に、地域や近隣の人々の協力と支え合いを基本とした情報の伝達や避難の支援体制づくりに取り組んでいます。

■対象となる人

次のいずれかに該当する在宅の障がいのある人や、高齢者等で災害時に避難支援を必要とするが、家族等による支援を受けることができない人

- ▶身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれか

を所持

- ▶介護保険要介護3以上
- ▶満75歳以上の高齢者のみの世帯
- ▶その他市長が必要と認める場合

■申請方法

支援を希望する人は、災害時要援護者台帳への登録申請をしてください（申請書は福祉総務課窓口と市ホームページから入手可）。

※登録の際、同台帳の内容を関係団体等に情報提供することに同意する必要があります。

■避難支援者として

地域の皆さんの力をお貸しください

支援体制づくりには、避難支援者が必要です。要援護者のもとに駆けつけることができる隣近所の人など、自治会や民生児童委員協議会から要援護者の避難支援者として依頼があれば、力をお貸しください。

避難支援者に義務や責任は発生しません。災害時には自らの身の安全を確保したうえで、できる範囲の支援をお願いします。詳しいことは、福祉総務課までご連絡ください。

Jアラート

(全国瞬時警報システム)

全国一斉情報伝達試験

市内36カ所の防災行政無線から次の日時に放送が流れます。試験放送のため、避難をする等の必要はありませんので、ご注意ください。

■日時 2月12日(水)午前11時ごろ

■内容 「(チャイム) これはJアラートのテストです(3回繰り返す)。こちらは八幡市です。(チャイム)」
 ※これらの防災行政無線の放送内容が聞き取れなかった場合などは、防災行政無線テレホンサービス(☎982-2484、982-2485)や八幡市防災アプリからご確認ください。



▲Android



▲iOS

問福祉総務課 (☎983-3058)

問危機管理課 (☎983-3200)

公共交通に関するアンケートにご協力を

運転士不足などによる公共交通環境の変化を受けて、コミュニティバスのルート・ダイヤ再編やデマンド交通の導入を検討しております。そこで、今後の検討材料とするため、アンケート調査を実施します。

アンケート調査では、無作為に抽出した約2000人に調査票を送付しま

す。調査票が届いた場合は、アンケートにご協力をお願いします。

■アンケート実施日程

発送日 = 2月中旬(予定)

■アンケート回答方法

- ①調査票に回答を記入し、同封の返信用封筒で返送
- ②調査票に記載のQRコードをスマホ等で読み込み、オンラインで回答

※収集した個人情報は、今回の再編

検討業務においてのみ使用し、他の目的では一切使用しません。

* * *

八幡市地域公共交通会議の傍聴希望者を募集

公共交通事業者や利用者代表、行政機関などが地域住民の生活に必

要なバスやタクシーなどの公共交通における課題などについて協議します。

傍聴を希望される人は会議開催時間の30~10分前に直接会場までお越しください。定員は10人(先着順)です。

■日時 2月10日(月)午後2時~
 ■場所 市役所5階会議室5-1

問管理・交通課 (☎983-5144)

会計年度任用職員等を募集

募集職種などは表のとおりです。

勤務時間や報酬などは職種ごとに異なります。また、採用時期や条件、業務内容などの詳細は、担当課へお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。



職種名	受験資格および業務内容	問い合わせ先
消費生活相談員	消費者安全法に規定する消費生活相談員資格などを有し、消費生活全般に関する相談の受付や助言等、生活情報センターに付帯する事務等に従事できる人	生活情報センター ☎983-8400
事務職	社会教育主事、または教育機関・福祉機関に関する資格を有し、教育・福祉関係機関や市区町村等で1年以上実務経験のある人で、生涯学習センター主催事業の企画立案や実施、同センターの利用に関する相談や受付業務に従事できる人	生涯学習センター ☎983-6002
家庭児童相談室相談員	精神保健福祉士、社会福祉士、臨床心理士、保育士等、いずれかの資格を有し、児童虐待の相談・対応、および子育てに関する悩みを持つ家庭を支援するための相談業務等に従事できる人	家庭支援課 ☎983-1115
保健師・助産師・看護師・歯科衛生士・臨床心理士・公認心理師等	左記いずれかの資格を有し、新生児訪問や乳幼児健診等の業務に従事できる人	

職種名	受験資格および業務内容	問い合わせ先
医療事務	詳細は、今月号の14面の右下参照	健康推進課 ☎983-1117
創業支援員	創業支援に関する専門知識を有し、当該業務に従事、あるいは創業した経験があり、創業相談、商店街支援や中小企業融資制度に係る事務等に従事できる人	商工観光課 ☎983-2853
交通安全指導員	朝の時間帯、児童や生徒の通学時に横断歩道上における交通安全指導に従事できる人	管理・交通課 ☎983-5144
放課後児童クラブ支援員	保育士や幼稚園、小中学校等の教員免許、社会福祉士の資格、または一定期間の業務経験を有し、放課後児童クラブにおける児童の生活指導、遊びを中心とした生活支援等に従事できる人	こども未来課 ☎983-1125
放課後児童クラブ補助員	市内の放課後児童クラブや児童センターで、子どもたちへの遊びの提供や補助業務に従事できる人	男山児童センター ☎982-3165
児童センター補助員		
延長保育士	保育士資格を有し、市内の公立保育園、認定こども園の延長保育業務に従事できる人	子育て支援課 ☎983-1866
保育補助員・教諭補助員	市内の公立保育園、認定こども園、幼稚園の保育補助業務に従事できる人	
臨床心理士・公認心理師	左記資格のいずれかと普通自動車運転免許の資格を有し、市内の子育て支援センターで子育て支援や保護者等からの相談等に応じる業務に従事できる人	